



特定動物の規制が変わります

動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、令和2年6月1日以降は、以下のように変わります。

愛玩目的での飼養等の禁止

Q.現在飼養している特定動物はどうなる？

A.令和2年5月末日までに愛玩目的での飼養許可をお持ちの方は、現に飼養している個体に限り、飼養継続が可能です。

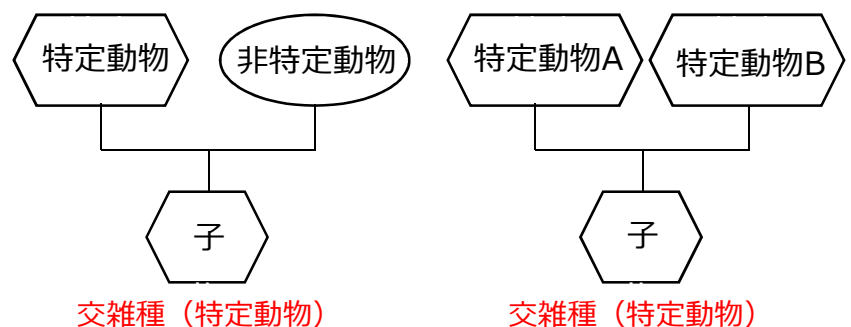
Q.特定動物を新たに増やすことはできる？

A.新たな特定動物を飼養したり、現に飼養している特定動物が繁殖して生じた特定動物を飼養することはできません。

特定動物に交雑種を追加

Q.交雑種とは？

A.特定動物を親とする動物をいいます。
現に飼養している場合は直ちに許可が必要です。



詳しくは最寄りの保健所（地域振興局健康福祉（環境）部）にお問合せください。